

◎退職手当の調整額(国家公務員退職手当法第6条の4)区分表

【平成18年4月以後の期間】

職員の 区分	調整額 (月額)	判事	判事補	簡裁判事	行(一)	行(二)		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		指定職	秘書官			
					級	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲					
1	95,400円	1号 2号												6号俸～8号俸				
2	78,750円	3号 4号 5号		特号 1号 2号										1号俸～5号俸				
3	70,400円	6号 7号 8号		3号 4号				10級	5級							12号俸		
4	65,000円		1号 2号	5号 6号 7号	9級			4級	特別調整額Ⅰ種 かつ役職加算20%					11号俸 10号俸				
5	59,550円		3号 4号	8号 9号	8級			4級	役職加算20% (第4号区分である者を除く。)						9号俸			
6	54,150円		5号 6号	10号 11号	7級			4級	第4・5号区分である者を除く。					8級		7級		5号俸～8号俸
7	43,350円		7号 8号	12号 13号	6級			3級						7級 6級		6級		4号俸 3号俸
8	32,500円		9号	14号	5級			5級	3人以上(一定の場合には2人以上)の職種の長を直接指揮監督する者					2級	特別調整額Ⅴ種以上	5級	特別調整額Ⅳ種以上	5級
9	27,100円		10号	15号	4級	5級	第8号区分である者を除く。	2級	第8号区分である者を除く。	5級	第8号区分である者を除く。	4級		2号俸				
10	21,700円 (勤続25年以上退職者の場合のみ勘案する)		11号 12号	16号 17号	3級	4級		1級	—	4級 3級		3級		1号俸				
						3級	在級期間が120月を超える者	2級	—	2級	在級期間が360月を超える者							
11	0					2級 1級	3級 2級 1級	第10号区分である者を除く。	1級	第10号区分である者を除く。	2級 1級	第10号区分である者を除く。	2級 1級					

(注)

- 1適用範囲欄に「役職加算〇〇%」とあるのは、期末手当等に係るいわゆる役職加算割合(人規9-40第4条の4第2項)である。
- 2適用範囲欄に「特別調整額〇種」とあるのは、俸給の特別調整額の区分(裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第2条)である。
- 3平成18年4月1日以後の指定職俸給表8号俸に相当する額を超える者(東京高裁長官、高裁長官、判事特号)については、退職手当の基本額の6/100に相当する額が退職手当の調整額となる。
- 4医療職(一)1級及び医療職(二)2級のうち、第10号区分に該当する「総務大臣の定めるもの」については、規定が置かれなかったことから、対象者はいない。